

海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、少子化対策の充実を目的として、不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用の体外受精又は顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）と併用して実施された厚生労働省にて先進医療として告示された治療及び技術（以下「先進医療」という。）を受ける者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- （1） 事実婚 法律上の婚姻手続を行っていないが、事実上夫婦としての実態を有する関係をいう。
- （2） 1回の治療 医師が判断した採卵準備のための薬品投与の開始等から妊娠の確認等（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合を含む。）に至るまでの特定不妊治療の実施の一連の過程をいう。

（助成対象者）

第3条 助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、特定不妊治療を開始した日及び第7条の規定による申請をした日のいずれにおいても次の要件を満たしているものとする。ただし、第1号、第3号、第5号及び第6号に掲げる要件については、申請をした日に当該要件を満たしていれば足りるものとする。

- （1） 医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療を受けた者
- （2） 法律上の婚姻をしている者又は事実婚をしている者

(3) 夫婦の両方又は一方が本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されていること。ただし、市長が認めた場合はその限りでない。

(4) 次に掲げる医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者であること。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 助成対象者が市税等を滞納していないこと。

(6) 当該特定不妊治療について、他の自治体から助成制度の適用を受けていないこと。

（助成の対象となる費用の範囲）

第4条 助成の対象となる費用は、医療保険適用の特定不妊治療と併用して実施された先進医療に係る費用で、当該先進医療の実施医療機関として厚生労働省へ届出を行っている又は承認されている保険医療機関で実施されたものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、1回の治療につき、前条に規定された先進医療に要した費用として、50,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（助成の回数）

第6条 助成の回数は、特定不妊治療を医療保険で治療できる要件と同様する。

(交付の申請等)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、1回の治療が終了した日の属する月の翌月から起算して6月以内に海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成金交付申請書（第1号様式）により次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成事業受診等証明書（第2号様式）
- (2) 医療機関の発行する領収書及び診療報酬明細書の原本
- (3) 次に掲げる助成対象者に係る書類

ア 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。

イ 住民票の写し

ウ 事実婚関係に関する申立書（第3号様式）又は本市のパートナーシップ宣誓書受領証（事実婚をしている者に限る。ただし、住民票の写しで夫婦関係が確認できる場合は不要とする。）

エ 納税状況が確認できる書類

- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる書類のうち助成対象者の同意を得た上で本市がその内容を確認できる場合、当該書類の提出を省略することができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の交付を決定し、海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請の内容を審査し、不適切と認めるときは、海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求等）

第9条 申請者は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けたときは、速やかに海老名市特定不妊治療（先進医療）費助成金交付請求書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、当該申請者に速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により、助成金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき又は助成金の交付決定の内容に違反したときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、旧要綱に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《令和 5 年 4 月 1 日 制定》

《令和 5 年 7 月 1 日 一部改正》